

議案第26号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年5月1日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置を定める規定について、文言の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、<u>それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>アからエまで (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、<u>それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>アからエまで (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、次に定める額</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、次に定める額</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の取手市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。